資料７－６

「不適正利用対策に関するWG（第7回）」事業者ヒアリングご説明資料

2025年4月21日

楽天モバイル株式会社

Rakuten Mobile

本日のご説明内容

1．SIMの不正転売

論点

- ❑ **不正転売の事例において、アルバイトの応募者から契約時に「闇バイトではない」旨の虚偽申告や、契約後も不正契約であった旨の申告を行うことが期待されず、事業者として不正検知が困難である中、どのような有効な対策が考えられるか。**
- ❑ **応募者の中には、無断譲渡の違法性を認識せず、軽い気持ちで犯罪に手を染めてしまう者も想定されることから、犯罪を少しでも減らす観点から、違法性に対する理解を高めていく必要があるのではないか。**

回答

- ➢ 当社においては、店頭にて回線契約または製品を購入されるお客様に対し、不正転売することの違法性に対する理解促進、それによる不正行為抑止の観点から、以下を実施しております。
  - 重要事項説明書において不正転売等を含む禁止行為を説明
  - 店頭契約に際し、スタッフとお客様とで、上記を含む重要事項説明等を読み合わせし、お客様による個別確認及び署名を依頼
  - SIM送付時の外装に啓発シールを貼付し注意喚起（受領後に第三者へ転送・転売する行為等）

2．法人の代理権（在籍確認）

論点

- ❑ **法人の担当者が来店して契約を行う場合、来店する担当者とその法人の代理権の有無（在籍確認）について、犯罪実態を踏まえつつ、分かりやすさや整合性の観点から、求められる要件を明確化すべきか。**
- ❑ **在籍確認の在り方について何らか法令上の規定を設けるとした場合、どのような要件を定めるべきか。**
- ❑ **仮に法令上の要件を定める場合、どのような確認書類を認めるべきか。**

回答

- ➢ 当社においては、法人担当者が来店して契約いただく際には、以下①～③の書類を提出いただいております。
  必要書類については、法人担当者が事前に確認できるよう、当社Webサイト等に明記しております。
  - ① 法人の登記事項証明書又は印鑑証明書等
  - ② 担当者の本人確認書類
  - ③ 担当者の名刺、社員証、健康保険証又は在籍証明書のいずれか

3．他社の本人確認結果への依拠

論点

- ❑ 他社への本人確認結果への依拠を実施する場合、他社の本人確認結果の保証レベルが高く、継続的に本人確認事項が更新された最新情報を照合することが必要となるが、これをどのように担保するべきか。
- ❑ 他社への本人確認結果への依拠についてメリットや課題がある中、近時、ID/PASS等による本人確認が可能な契約形態を突いた不正契約が報告されていることも踏まえ、依拠を認める是非をどのように考えるか。
- ❑ 少なくとも携帯電話事業者への依拠については、保証レベルを上げる取組がまさに行われている段階にあることについて、どのように考えるか。他方、金融機関の依拠については、金融機関からのニーズや運用の実現可能性を勘案して、議論を行っていく必要がある。

回答

- ➢ 2025年1月22日に開催された「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」にて総務省殿より公表された資料（「ICTサービスの利用環境を巡る諸問題について」）を踏まえ、**継続的顧客管理（犯収法の流用）および多要素認証（SMS認証や利用者証明書電子証明書等）により、身元確認および当人認証の保証レベルを担保できる**と考えております。
- ➢ 「過去の本人確認結果への依拠」（金融機関への依拠及び携帯電話事業への依拠スキーム）については、継続的顧客管理や多要素認証等の取組により身元確認および当人認証の保証レベルを担保しつつ消費者利便の向上が見込まれることから、**総務省殿主導で早期実現いただきたく存じます。**

Appendix.「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」資料

⑥（参考）過去の本人確認結果への依拠に関する新たな提案1

16

金融機関への依拠スキーム

1. 契約者と依拠先において、契約αを締結する際、本人確認を行う(①-1)とともに、本人特定事項を記録(※1) (①-2)
2. 契約者から依拠元へ契約βの申込があり、かつ、依拠元と依拠先において依拠による本人確認を行う旨事前に合意している場合、依拠元の責任において、「契約βの申込をしている契約者」と「契約αの締結にあたり本人確認を受けた者」が同一であることを確認(②-1)し、依拠先から依拠元へ、契約者について過去本人確認を行っているか否かをゲートウェイ(銀行における口座振替の契約手続き等)を介して回答(②-2)し、行っていた場合、契約βに係る本人確認が完了(②-3)。
3. 契約βに係る本人確認結果を本人確認記録として記録(③)。

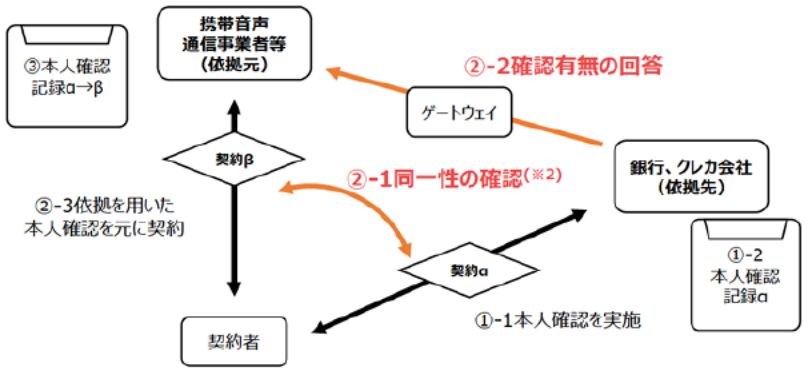

（※1）契約締結後に付記した記録も含み、○カ月
（※2）SMS認証や利用者証明書電子証明書等

⑥（参考）過去の本人確認結果への依拠に関する新たな提案2

17

携帯電話事業への依拠スキーム

1. 契約者と依拠先において、契約αを締結する際、本人確認を行う(①-1)とともに、本人特定事項を記録(※1) (①-2)
2. 契約者から依拠元へ契約βの申込があり、かつ、依拠元と依拠先において依拠による本人確認を行う旨事前に合意している場合、依拠元の責任において、「契約βの申込をしている契約者」と「契約αの締結にあたり本人確認を受けた者」が同一であることを確認(②-1)し、依拠先から依拠元へ、契約者について過去本人確認を行っているか否かを既存のMNPシステム(移転先事業者と移転元事業者間における予約番号の受け渡し)を介して回答(②-2)し、行っていた場合、契約βに係る本人確認が完了(②-3)。
3. 契約βに係る本人確認結果を本人確認記録として記録(③)。

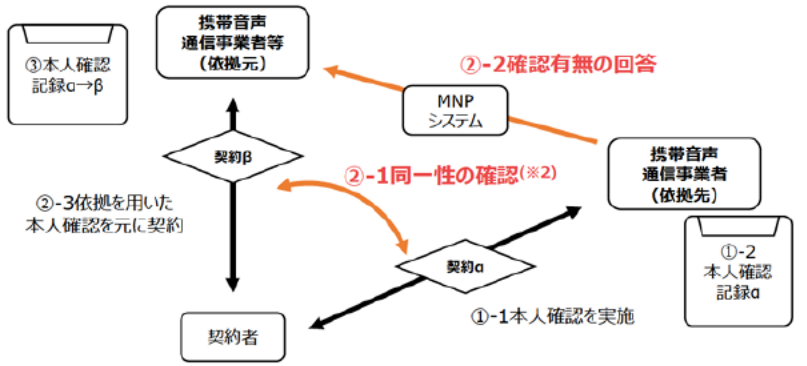

（※1）契約締結後に付記した記録も含み、○カ月以内の情報を取得している場合に限る
（※2）SMS認証や利用者証明書電子証明書等の多要素認証の利用を想定

4．追加回線の本人確認

論点

- ❑ **追加回線の本人確認については、省令上は簡易な方式が認められているが、そのような方式は利用者の利便性が高い一方、そこを狙った犯罪に悪用されている実態があることも踏まえ、規定の見直しを行うべきか。**
- ❑ **本人確認は、当該ユーザーの本人特定事項とその正確性を確認する「身元確認」と、ある行為の作業者が当人によってなされていることを確認する「当人認証」の二つの組み合わせによって成り立っているところ、ID/PASS等による本人確認の規定は、1回線目の身元確認に対して、当人認証を行っていることだと考えられるが、 現行法令上のID/PASS等のみによる当人認証の認証レベルは、十分に高いと言えるのか。**
- ❑ **仮に規定の見直しを行う場合、音声SIMと音声SIM付AppleWatchなど様々なサービスがある中で、２回線目以降の回線契約に関する本人確認方式をどのような形で強化すべきか。なお、貸与（規則第19条第５項）においても同様に見直すべきか。**

回答

- ➢ 追加回線の本人確認においては、現行法令に基づく対応に加え、**多要素認証等を追加実施する等により当人認証レベルを高める必要がある**と考えております。
- ➢ 当社においては、既契約者の本人確認情報に変更がない場合において、法令に基づき楽天ID/PW認証及び本人確認情報の提示により本人確認を実施しております。加えて、**既契約番号へのSMS通知及びワンタイムパスワード認証を実施することで、さらなる不正抑止を行います。**
- ➢ なお、当社提供サービス「Apple Watchファミリー共有」*においても、音声SIMと同様に、申込者が当社の既契約者である場合は楽天ID/PW認証及び本人確認情報の提示に加え、カメラを用いた所持確認等により本人確認を実施しております。

＊Apple WatchとiPhoneとを紐づけることで、Apple Watchから紐づき先のiPhoneの番号を使った通話やデータ通信等を可能とするサービス

5．上限契約台数

論点

- ❑ 契約台数の上限については、音声SIMについて自主的な業界ルールが存在するが、何らかの制度的な担保を行うべきか。
- ❑ 音声SIMに限らず、データSIMやAppleWatchの契約台数の上限についても、何らかの明確化が必要か。
- ❑ 契約台数の上限については、回線数が多ければ多いほど、不正契約があった場合に、被害が広がることを踏まえると、上限の基準を何回線とするべきか。

回答

- ➢ **契約台数に上限を設定するのではなく、多要素認証等により当人認証を強化することで不正契約自体を抑止することが重要**と考えております。

6. データSIM

論点

- ❑ データSIMについて、訪日外国人の本人確認などを簡易な方式で行うことにメリットがある一方、犯罪悪用の実態があることを踏まえ、本人確認義務の規定を設けるべきか。
- ❑ 仮にデータSIMについて本人確認を義務付ける場合、音声SIMとの違いとして、訪日外国人を含めて多様な形態での利用があることから、利用実態や実効性の観点を配慮した規定が必要なのではないか。例えば、訪日外国人の本人確認について、外国人に対する貸与の規定も参考になるのではないか（携帯電話不正利用防止法規則第19条第1項２号）。
- ❑ また、データSIMには、IoT機器に利用されているものがある点について、どのように考えるか。
- ❑ SMS付データSIMとSMS無データSIMの悪用実態の違いについて、どのように考えるか。

回答

- ➢ 当社が提供するデータSIM（SMS付のみ提供）については、楽天カード（クレジットカード）保有者のみがご契約いただけます。**楽天カード利用者の信用履歴を活用することで犯罪収益移転防止法に準ずる本人確認を実施**しております。
- ➢ データSIMにおける追加回線については、既契約者の本人確認情報に変更がない場合、楽天ID/PW認証及び本人確認情報の提示により本人確認を実施しております。加えて、**既契約番号へのSMS通知及びワンタイムパスワード認証を実施することで、さらなる不正抑止を行います。**
- ➢ なお、データSIMは現状、訪日外国人を含め様々な利用者ニーズに応えているものと考えております。また、IoT機器での活用等イノベーションを通じた日本の国際競争力強化にも貢献し得るものと考えております。よって、これらの機会損失を招くことのないよう、ご配慮いただきたく存じます。

Rakuten Mobile